

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料9-6
提出年月日	令和5年6月23日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	全般	「1.13.1 対応手段と設備の選定 (2) 対応手段と設備の選定の結果」のうち、「a. 水源を利用した対応手段及び設備」について、他条文との整合を図るため、記載を適正化した。 また、関連する図表についても同様に修正を行った。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0) 」に反映済み
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	全般	「1.13.2.1 水源を利用した対応手順」のうち、「手順着手の判断基準」、「操作手順」及び「操作の成立性」について、他条文との整合を図るため、記載を適正化した。 また、関連する図表についても同様に修正を行った。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0) 」に反映済み
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	全般	大飯発電所3/4号炉欄、女川原子力発電所2号炉欄及び泊発電所3号炉欄の着色を適正化した。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	全般	まとめ資料の記載適正化に伴い、比較表の相違理由欄の記載を適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	とりまとめた資料-9	2-1) 設備の相違におけるNo. ㉔について、相違理由欄の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) ・補助給水ピットと燃料取替用水ピットとの接続ラインを弁で分離する設計方針は、泊固有の設計ではあるが、弁で分離することにより、速やかな水源の切替えが可能である(泊3号炉は、最大でも35分以内で可能。大飯3/4号炉は、所要時間を約110分と想定)。 (新) ・補助給水ピットと燃料取替用水ピットとの接続ラインを弁で分離する設計方針は、泊固有の設計ではあるが、弁で分離することにより、速やかな水源の切替えが可能である(泊3号炉は、最大でも35分以内で可能。大飯3/4号炉は、所要時間を約110分と想定)。 なお、泊3号炉における当該設計方針については、「第35回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」(平成25年10月22日)における指摘事項「代替格納容器スプレイの起動については時間に余裕がないため、作業の成立性について改めて確認すること」に対して、「第146回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」(平成26年10月7日)において回答したものである。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	とりまとめた資料-14	2-2) 運用の相違におけるNo. ㉓について、相違理由欄の記載を削除した。 (下線部参照) ・泊3号炉は、大飯3/4号炉の「復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給」に要する作業時間100分に対して、・・・・補給準備を開始する方針としている。なお、炉心損傷防止を図れる場合と炉心損傷に至るおそれがある場合又は炉心損傷時における水源の優先順位については、運用の相違㉔に記載のとおり。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-7	目次について、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) a. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉容器へ注水中の場合) b. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉格納容器内へスプレイ中の場合) (新) a. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉容器への注水中の場合) b. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-14	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした対応手段及び設備について、記載を追記した。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水で使用する設備は以下のとおり。 ・充てんポンプ (新) 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水で使用する設備は以下のとおり。 ・高圧注入ポンプ ・充てんポンプ	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-16	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-33	(k) 格納容器再循環サンプを水源とした対応手段及び設備について、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) また、重大事故等時において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプの機能が喪失した場合は、代替手段として、B-格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転、A-高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転により発電用原子炉の冷却を行う手段がある。 (新) また、重大事故等時において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプの機能が喪失した場合は、代替手段として、B-格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転並びにA-高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転により発電用原子炉の冷却を行う手段がある。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-41	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-42	iv. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給について、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) vi. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。 ・2次系純水タンク ・2次系補給水ポンプ ・給水処理設備配管・弁 ・2次冷却設備(補助給水設備)配管・弁 ・燃料取替用水ピット (新) iv. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。 ・2次系純水タンク ・2次系補給水ポンプ ・給水処理設備配管・弁 ・2次冷却設備(補助給水設備)配管・弁 ・補助給水ピット	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-30「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.6.0)」に反映済み
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-50	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-259	(a) 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給について、以下の記載を追記した。(下線部参照) ii. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-30「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.6.0)」に反映済み
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-338	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-266	d. 2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給について、以下の記載を追記した。(下線部参照) ii. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-30「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.6.0)」に反映済み
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-345	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-273, 280, 284	添付資料番号の記載を適正化した。(下線部参照) 添付資料1.13.8を添付資料1.13.7に変更 添付資料1.13.7を添付資料1.13.6に変更 添付資料1.13.11を添付資料1.13.10, 1.13.11に変更	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-30「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.6.0)」に反映済み
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-284	(1) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替えについて、以下の記載を追記した。(下線部参照) b. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) ii. 操作手順 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.30図に、タイムチャートを第1.13.31図に示す。	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-30「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等(SAT113 r.6.0)」に反映済み
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-367	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-382	b. 補助給水ピットへの補給に利用する水源の優先順位について、以下の記載を追記した。(下線部参照) これらのタンク等の水量は有限であるが、補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで水源が枯渇しないようにし、最終的には海に水源を切り替えることで水の中断が発生することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-306	対応手段、対処設備、手順書一覧(10/17)について、「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水」に対する「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」の欄に「補助給水ピット」を追記した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-397	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-316, 318, 320	監視計器一覧について、以下の記載を削除した。 ・監視計器一覧(3/32) e. 代替給水ピットを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水 ・監視計器一覧(5/32) e. 原水槽を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水 ・監視計器一覧(7/32) e. 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-420, 422, 424	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-316	・監視計器一覧(3/32) (a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水の操作欄の記載 誤記訂正(下線部参照) (旧) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水手順に～ (新) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水手順に～	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-420	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-319	監視計器一覧について、以下の記載を追記した。 ・監視計器一覧(6/32) b. 脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 ・監視計器一覧(6/32) c. 脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-423	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-327	監視計器一覧(14/32)について、対応手段欄の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) i. 海を水源とした可搬型大型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給(原子炉容器への注水中の場合) (新) i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給(原子炉容器への注水中の場合)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-431	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-328	監視計器一覧(15/32)について、対応手段欄の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) i. 海を水源とした可搬型大型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給(原子炉容器への注水中の場合) ii. 海を水源とした可搬型大型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (新) i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給(原子炉容器への注水中の場合) ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) ----- 監視計器一覧(15/32)について、重大事故等の対応に必要なとなる監視項目欄の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 原子炉圧力容器内の温度 (新) 原子炉格納容器内の温度	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-432	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-329	監視計器一覧 (16/32) について、対応手段欄の記載を適正化した (下線部参照)。 (旧) ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (新) ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-433	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-340~342	監視計器一覧 (27/32), (28/32), (29/32) 重大事故等の対応に必要なとなる監視項目の誤記訂正 (下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内の水位 (新) 原子炉圧力容器内の水位 原子炉格納容器内の圧力と記載していた項目についても、同様に修正した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.113-444~446	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-348	第1.13.1図 機能喪失原因対策分析 (2/2) について、以下の記載を追記した (下線部参照)。また、記載に追記に伴い、附番を適正化した。 ・燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水 (高圧注入ポンプ, 余熱除去ポンプ, 充てんポンプ) ・代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 (可搬型大型送水ポンプ車) ・原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 (可搬型大型送水ポンプ車) ・脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 (電動主給水ポンプ) ・海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水 (可搬型大型送水ポンプ車)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-453	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-349, 351, 353, 357, 359, 361, 363, 369, 373, 377, 379	概要図の弁の開閉表示について適正化	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-467, 470, 473, 480, 482, 484, 486, 492, 497, 501, 503	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-359	第1.13.12図 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ビットへの補給概要図について、2次系純水タンク及びろ過水タンクの出口弁の記載を追記した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-482	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-382~386, 390~394	ホース敷設ルート図について、敷設ルートを示す実線及び点線の記載を適正化した。また、図番号の誤記を適正化した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-506～510, 514～518	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-414, 415	添付資料1.13.2 電源構成図について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-540, 541	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-417	下記について記載の適正化 (旧) 原子炉補機冷却系統 (新) 原子炉補機冷却水系	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-545	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-430	操作場所について適正化 (旧) 原子炉補助建屋T.P.14.5m 原子炉建屋T.P.17.8m, T.P.10.3m (新) 原子炉建屋T.P.17.8m	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-561	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-440	添付資料1.13.16 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給について、「作業性」の記載を適正化した。 (旧) 消防ホースの接続はカブラ接続であり、容易に作業可能である。 (新) 消防ホースの接続はワンタッチ式であり、容易に作業可能である。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0)」に反映済み
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-580	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-560	大飯発電所3/4号炉の添付資料1.13.6 燃料取替用水ピットから代替水源への水源切替について、相違理由欄の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 設備の相違 ・大飯3/4号炉における復水ピットと燃料取替用水ピットとの接続は、放射性物質を含む系統と含まない系統をディスタンススペースで分離する設計であり、ディスタンススペースの取替え作業が必要。 ・泊3号炉は、放射性物質を含む系統と含まない系統を併で分離する設計であり、弁操作により系統構成を実施する。 (新) 設備の相違(相違理由②)	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-563～574	泊発電所3号炉の「添付資料1.13.7 復水ピットから燃料取替用水ピット間のディスタンススペースの必要性及び取替え作業の確実性について」に対する相違理由欄の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 設備の相違 ・大飯3/4号炉における復水ピットと燃料取替用水ピットとの接続は、放射性物質を含む系統と含まない系統をディスタンススペースで分離する設計であり、ディスタンススペースの取替え作業が必要。 ・泊3号炉は、放射性物質を含む系統と含まない系統を直列に2個設置した隔離弁で分離する設計であり、弁操作により系統構成を実施する。(直列に2個設置した隔離弁の表現は女川審査実績の反映) (新) 設備の相違(相違理由②)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-462, 465, 467	添付資料1.13.23-(2)、添付資料1.13.23-(5)及び添付資料1.13.23-(7)について、ホース敷設ルートを示す実線及び点線の記載を適正化した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-30 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.6.0) 」に反映済み
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-604, 607, 610	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	全般	可搬型大型送水ポンプ車を使用した蒸気発生器への注水、原子炉容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器内の除熱、原子炉格納容器下部への注水、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにおける対応手段の要員(災害対策要員)増員(災害対策要員3名から6名へ増員)に伴い、「1.13.2.1 水源を利用した対応手順」のうち、「操作の成立性」について、他条文との整合を図るため、記載を適正化した。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	全般	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	とりまとめた資料-4	泊発電所3号炉欄について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 【海を水源とした原子炉格納容器内へのスプレーで使用する自主対策設備を使用した代替手段】 【代替給水ピット又は原水槽を水源とした格納容器スプレーのための自主対策設備を使用した代替手段】 (新) 【海を水源とした原子炉格納容器内へのスプレーのための自主対策設備を使用した代替手段】 【代替給水ピット又は原水槽を水源とした原子炉格納容器内へのスプレーのための自主対策設備を使用した代替手段】	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	とりまとめた資料-12	泊発電所3号炉欄について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 【格納容器スプレーのための代替手段の優先順位】 (新) 【原子炉格納容器内へのスプレーのための代替手段の優先順位】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	とりまとめた資料-15	泊発電所3号炉欄について、記載を追記した（下線部参照）。 これらの手順は、発電所対策本部長、発電課長（当直）、運転員及び災害対策要員の対応として蒸気発生器の除熱機能を維持又は代替する手順書等に定める（第1.13.1表）。	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	とりまとめた資料-20	泊発電所3号炉欄について、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水開始まで295分以内で対応可能である。 （新） iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水開始まで225分以内で対応可能である。	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	とりまとめた資料-21～23	空白欄の記載を「—」に統一した。	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-1	ヘッダーの記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表_r4.0 （新） 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-21	(d) 代替給水ピットを水源とした対応手段及び設備について、記載を追記した（下線部参照）。 代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース延長・回収車（送水車用） ・可搬型ホース・接続口 ・燃料補給設備	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-22	(d) 代替給水ピットを水源とした対応手段及び設備について、記載を削除した（下線部参照）。 代替給水ピットを水源とした大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース延長・回収車（送水車用） ・可搬型ホース・接続口 ・可搬型スプレイノズル ・燃料補給設備	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-27	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-31	(i) 海を水源とした対応手段及び設備について、記載を追記した（下線部参照）。 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-37	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-33, 236, 237, 238, 239	対応手段名称及び手順名称について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) A-高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転 (新) <u>可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転</u>	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-42, 311, 312	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-35	(1) 重大事故等対処設備と自主対策設備について、記載を追記した（下線部参照）。 ・2次系純水タンク 水を送水する設備である2次系補給水ポンプ及び給水処理設備配管・弁の耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-44	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-44	(1) 重大事故等対処設備と自主対策設備について、女川原子力発電所2号炉欄に記載を追記した(下線部参照)。 【東海第二発電所 設置変更許可申請書平成30年9月現在1.13.1(2)a.(i)より引用】 ・復水貯蔵タンク 水を送水する設備である補給水系を含め耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。 ----- (1) 重大事故等対処設備と自主対策設備について、相違理由欄に記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) (新) 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・東海第二発電所の記載を参考とした。	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-38, 310, 410	iv. ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給について、記載を追記した(下線部参照)。また、「対応手段、対処設備、手順書一覧(14/17)」、「審査基準、基準規則と対処設備との対応表(5/8)」についても記載を追記した。 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。 ・ろ過水タンク ・電動機駆動消火ポンプ ・ディーゼル駆動消火ポンプ ・消防ホース ・火災防護設備(消火栓設備)配管・弁 ・給水処理設備配管・弁 ・燃料取替用水ピット ・常用電源設備	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-47, 403, 536	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-38, 311, 411	v. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給について、記載を追記した(下線部参照)。また、「対応手段, 対処設備, 手順書一覧(15/17)」、「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(6/8)」についても記載を追記した。 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。 ・1次系純水タンク ・1次系補給水ポンプ ・給水処理設備配管・弁 ・化学体積制御設備配管・弁 ・燃料取扱設備及び貯蔵設備配管・弁 ・1次冷却設備配管・弁 ・燃料取替用水ピット ・液体廃棄物処理設備配管・弁 ・加圧器逃がしタンク ・格納容器冷却材ドレンポンプ ・常用電源設備 ・非常用交流電源設備 ・所内常設蓄電式直流電源設備	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-48, 404, 537	同上	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-39, 311, 411	vi. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給について、記載を追記した(下線部参照)。また、「対応手段, 対処設備, 手順書一覧(15/17)」、「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(6/8)」についても記載を追記した。 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。 ・2次系純水タンク ・2次系補給水ポンプ ・使用済燃料ピットポンプ ・使用済燃料ピット ・給水処理設備配管・弁 ・燃料取扱設備及び貯蔵設備配管・弁 ・燃料取替用水ピット ・常用電源設備	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-48, 404, 537	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-39, 311, 411	vii. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給について、記載を適正化した(下線部参照)。また、「対応手段, 対処設備, 手順書一覧(15/17)」、「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(6/8)」についても記載を適正化した。 (旧) 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。 ・1次系純水タンク ・1次系補給水ポンプ ・ほう酸タンク ・ほう酸ポンプ ・化学体積制御設備配管・弁 ・給水処理設備配管・弁 ・非常用炉心冷却設備配管・弁 ・燃料取替用水ピット (新) 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。 ・1次系純水タンク ・1次系補給水ポンプ ・ほう酸タンク ・ほう酸ポンプ ・化学体積制御設備配管・弁 ・給水処理設備配管・弁 ・非常用炉心冷却設備配管 ・燃料取替用水ピット ・ <u>常用電源設備</u> ・ <u>非常用交流電源設備</u>	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-49, 404, 537	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
88	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)</p>	1.13-40, 312, 412	<p>(b)補助給水ピットへ水を補給するための対応手段及び設備 i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給について、記載を追記した(下線部参照)。また、「対応手段, 対処設備, 手順書一覧(16/17)」、「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(7/8)」についても記載を追記した。</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ろ過水タンク ・2次系純水タンク ・原水槽 ・ホース延長・回収車(送水車用) ・可搬型ホース・接続口 ・非常用炉心冷却設備配管・弁 ・2次冷却設備(補助給水設備)配管 ・給水処理設備配管・弁 ・補助給水ピット ・燃料補給設備 	
89	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)</p>	1.13-49, 405, 538	同上	
90	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)</p>	1.13-41, 312, 412	<p>(b)補助給水ピットへ水を補給するための対応手段及び設備 ii. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給について、記載を追記した(下線部参照)。また、「対応手段, 対処設備, 手順書一覧(16/17)」、「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(7/8)」についても記載を追記した。</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・代替給水ピット ・ホース延長・回収車(送水車用) ・可搬型ホース・接続口 ・非常用炉心冷却設備配管・弁 ・2次冷却設備(補助給水設備)配管 ・補助給水ピット ・燃料補給設備 	
91	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)</p>	1.13-50, 405, 538	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
92	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)</p>	1.13-41, 312, 412	<p>(b) 補助給水ピットへ水を補給するための対応手段及び設備 iii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給について、記載を追記した(下線部参照)。また、「対応手段, 対処設備, 手順書一覧(16/17)」、「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(7/8)」についても記載を追記した。</p> <p>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース延長・回収車(送水車用) ・可搬型ホース・接続口 ・非常用炉心冷却設備配管・弁 ・2次冷却設備(補助給水設備)配管 ・補助給水ピット ・非常用取水設備 ・燃料補給設備 	
93	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)</p>	1.13-50, 405, 538	同上	
94	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)</p>	1.13-42, 312, 412	<p>iv. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給について、記載を追記した(下線部参照)。また、「対応手段, 対処設備, 手順書一覧(16/17)」、「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(7/8)」についても記載を追記した。</p> <p>2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次系純水タンク ・2次系補給水ポンプ ・給水処理設備配管・弁 ・2次冷却設備(補助給水設備)配管・弁 ・補助給水ピット ・常用電源設備 	
95	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)</p>	1.13-50, 405, 538	同上	
96	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)</p>	1.13-44	<p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備について、記載を追記した(下線部参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次系純水タンク <p><u>水を送水する設備である給水処理設備配管・弁の耐震性は確保されていないが、重大事故等時に必要となる水を確保する手段として有効である。</u></p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-53	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-53	<p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備について、女川原子力発電所2号炉欄に記載を追記した（下線部参照）。 <u>【東海第二発電所 設置変更許可申請書平成30年9月現在1.13.1(2) a. (j)より引用】</u> <u>・復水貯蔵タンク</u> <u>水を送水する設備である補給水系を含め耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要な水を確保する手段として有効である。</u></p> <p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備の2次系補給水ポンプに対する相違理由欄について、記載を削除した（下線部参照）。</p> <p><u>【大飯】設備の相違（相違理由⑩, ⑮）</u> <u>【大飯】記載方針の相違</u> <u>(女川審査実績の反映)</u> <u>【大飯】記載表現の相違</u> <u>(女川審査実績の反映)</u> <u>【女川】記載表現の相違</u> <u>【女川】記載内容の相違</u> <u>炉型の相違による対応手段の相違</u></p> <p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備の2次系純水タンクに対する相違理由欄について、記載を追記した（下線部参照）。</p> <p><u>【女川】記載内容の相違</u> <u>炉型の相違による対応手段の相違</u> <u>【大飯】記載表現の相違</u> <u>(女川審査実績の反映)</u> <u>・東海第二発電所の記載を参考とした。</u></p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-46, 313, 413	(b) 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替えについて、記載を追記した(下線部参照)。また、「対応手段, 対処設備, 手順書一覧(17/17)」、「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表(7/8)」についても記載を追記した。 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替えで使用する設備は以下のとおり。 ・1次系純水タンク ・1次系補給水ポンプ ・ほう酸タンク ・ほう酸ポンプ ・充てんポンプ ・燃料取替用水ピット ・再生熱交換器 ・給水処理設備配管・弁 ・化学体積制御設備配管・弁 ・非常用炉心冷却設備配管・弁 ・1次冷却設備 ・原子炉容器 ・常用電源設備 ・非常用交流電源設備 ・常設代替交流電源設備 ・所内常設蓄電式直流電源設備	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-56, 406, 539	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-49	d. 手順等について、記載を追記した(下線部参照)。 上記「a. 水源を利用した対応手段及び設備」, 対応手段に係る手順を整備する。 これらの手順は, 対応として蒸気発生器の除熱機能を維持又は代替する手順書等に定める(第1.13.1表)。 また, 重大事故等時に. 設備を整備する(第1.13.2表, 第1.13.3表)。	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-62	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-52	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした1次冷却系のフィードアンドブリード iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから・・・・・・速やかに1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する。 (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名で操作を実施した場合、作業開始を判断してから・・・・・・速やかに1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する。	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-67	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-67	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした1次冷却系のフィードアンドブリード iii. 操作の成立性について、相違理由欄に以下の記載を追記した（下線部参照）。 <u>【女川】記載表現の相違</u>	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-53	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした加圧器補助スプレイ弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を追記した（下線部参照）。 i. 手順着手の判断基準 加圧器逃がし弁の故障等による1次冷却系の減圧機能喪失を1次冷却材圧力（広域）等により確認した場合に、充てんポンプが運転及び燃料取替用水ピット又は体積制御タンクの水位が確保されている場合。 <u>【1.3.2.1(4)】</u>	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-70	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-53, 54	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした加圧器補助スプレイ弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから加圧器補助スプレイ弁による減圧開始まで20分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。 (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから加圧器補助スプレイ弁による減圧開始まで20分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-70	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-54	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水について、記載を追記した（下線部参照）。 (a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 非常用炉心冷却設備である・・・・・・1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、代替格納容器スプレイポンプを起動し、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水を実施する。	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-72	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-57, 58	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、・・・・・・防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。 (新) iii. 操作の成立性 (i) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、・・・・・・防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水開始まで35分以内で可能である。 なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合の上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水開始まで25分以内で可能である。	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-75	同上	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-75	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 iii. 操作の成立性の記載適正化に伴い、相違理由欄に以下の記載を追記した(下線部参照)。 <u>【大飯】設備の相違</u> <u>「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照</u> <u>【大飯】記載方針の相違</u> <u>(女川審査実績の反映)</u> <u>【女川】記載内容の相違</u> 炉型の相違による対応手段の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-59	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水について、記載を追記した（下線部参照）。 (b) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水 非常用炉心冷却設備である・・・・・・B-充てんポンプが使用可能な状態に復旧された場合、発電用原子炉停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合には、充てんポンプを起動し、燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水を実施する。	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-76	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-67	(e) 燃料取替用水ピットを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水について、記載を削除した（下線部参照）。 (旧) (v) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するためのB-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・・・原子炉容器への注水を充てん流量等にて確認できずに、原子炉容器へ注水するために必要な燃料取替用水ピット水位が確保されている場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×105mSv/h以上の場合。 【1.8.2.2(1) a. (c)】	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-83	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-69	(e) 燃料取替用水ピットを水源としたB一格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 iii. 操作の成立性 (ii) B一格納容器スプレイポンプ (自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水について、条文間の整合を図るため記載を削除した (下線部参照)。 B一格納容器スプレイポンプ (自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水操作は、運転員 (中央制御室) 1名及び運転員 (現場) 2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからB一格納容器スプレイポンプ (自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水開始まで50分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。 可搬型ホースの接続作業はカブラ接続であり、容易かつ確実に接続できる。	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-84	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-84	(e) 燃料取替用水ピットを水源としたB一格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 iii. 操作の成立性 (ii) B一格納容器スプレイポンプ (自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水について、記載の削除に伴い、相違理由欄の記載を削除した (下線部参照)。 <u>【大飯】設備の相違</u> <u>「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照</u>	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-90	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ iii. 操作の成立性 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (炉心損傷前) に対して、相違理由欄に以下の記載を追記した (下線部参照)。 <u>【大飯】記載方針の相違</u> <u>(女川審査実績の反映)</u> <u>【女川】記載内容の相違</u> <u>炉型の相違による対応手段の相違</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-91	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ iii. 操作の成立性 (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (炉心損傷後) に対して、相違理由欄に以下の記載を追記した (下線部参照)。 <u>【大飯】 記載方針の相違</u> <u>(女川審査実績の反映)</u> <u>【女川】 記載内容の相違</u> <u>炉型の相違による対応手段の相違</u>	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-71	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した (下線部参照)。 (旧) (i) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値 (0.127MPa[gage]) 以上かつ、・・・・・・再循環切替水位以上確保され、代替格納容器スプレイポンプを原子炉格納容器への注水に使用していない場合。 また、原子炉格納容器圧力が・・・・・・の水位が確保され、代替格納容器スプレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合。 <u>【1.6.2.1(1) b. (a)】</u> (新) (i) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値 (0.127MPa[gage]) 以上かつ、・・・・・・再循環切替水位以上確保され、代替格納容器スプレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合。 また、原子炉格納容器圧力が・・・・・・の水位が確保され、代替格納容器スプレイポンプを代替炉心注水に使用していない場合。 <u>【1.6.2.1(1) b. (a)】</u>	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-88	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-90	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため相違理由欄の記載を適正化した (下線部参照)。 (旧) <u>【大飯】 設備の相違</u> <u>「1.6原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照</u> <u>(赤字)</u> (新) <u>【大飯】 記載表現の相違</u> <u>「1.6原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」の比較表参照</u> <u>(緑字)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-79	(c) 燃料取替用水ピットを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (ii) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替格納容器スプレイ(炉心損傷後) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替格納容器スプレイ(炉心損傷後)操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名にて作業を実施した場合、・・・・・・及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) (ii) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替格納容器スプレイ(炉心損傷後) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による代替格納容器スプレイ(炉心損傷後)操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)2名にて作業を実施した場合、・・・・・・及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-93	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-81	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において、原子炉格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(0.127MPa [gage])以上かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合に、原子炉格納容器内へスプレイするために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ(高レンジ)の指示値が1×105mSv/h以上の場合。 【1.7.2.1(1)a.】 (新) (i) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において、原子炉格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(0.127MPa [gage])以上かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合に、原子炉格納容器内へスプレイするために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ(高レンジ)の指示値が1×105mSv/h以上の場合。 【1.7.2.1(1)a.】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-95	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-84	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (iii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合或いは補助給水機能喪失により補助給水流量等が・・・・燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 【1.8.2.1(2) a. (a)】 (新) (iii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合或いは補助給水機能喪失により補助給水流量等が・・・・燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 【1.8.2.1(2) a. (a)】	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-99	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-85	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (i) 残存溶融炉心の冷却のための代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作は、・・・・・・速やかに対応できる。 原子炉格納容器へスプレイするために使用する設備は、格納容器スプレイポンプを優先し、それが使用できない場合は、代替格納容器スプレイポンプ、消火ポンプ、可搬型大型送水ポンプ車の順とする。 代替格納容器スプレイポンプの水源として、燃料取替用水ピットを使用し、燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。 (新) (i) 残存溶融炉心の冷却のための代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作は、・・・・・・速やかに対応できる。	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-100	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-100	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ iii. 操作の成立性 (i) 残存溶融炉心の冷却のための代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの記載適正化に伴い、相違理由欄の記載を削除した（下線部参照）。 <u>【大飯】設備の相違</u> <u>「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-86	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (ii) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作は、・・・・注水開始まで30分以内で可能である。 <u>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始まで30分以内で可能である。</u> なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を・・・・作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプの注水先を発電用原子炉から原子炉格納容器へ切り替えるまで20分以内で可能である。 円滑に作業できるように、・・・・作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) (ii) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作は、・・・・注水開始まで30分以内で可能である。 なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を・・・・作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替えるまで20分以内で可能である。 円滑に作業できるように、・・・・室温は通常運転時と同程度である。	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-101	同上	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-86	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を追記した（下線部参照）。 (iii) <u>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</u> <u>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始まで30分以内で可能である。</u> なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替える場合の上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替えるまで20分以内で対応可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-101	同上	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-88	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (i) 残存熔融炉心の冷却のための格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作は、・・・・速やかに対応できる。 原子炉格納容器内へスプレイするために使用する設備は、格納容器スプレイポンプを優先し、それが使用できない場合は、代替格納容器スプレイポンプ、消火ポンプ、可搬型大型送水ポンプ車の順とする。 代替格納容器スプレイポンプの水源として、燃料取替用水ピットを使用し、燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用する。 (新) (i) 残存熔融炉心の冷却のための格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ操作は、・・・・速やかに対応できる。	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-103	同上	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-103	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 iii. 操作の成立性 (i) 残存熔融炉心の冷却のための格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの記載適正化に伴い、相違理由欄の記載を削除した（下線部参照）。 <u>【大飯】設備の相違</u> <u>「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-89	(b) 燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (iii) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による原子炉格納容器下部への注水 B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による原子炉格納容器下部への注水操作は、・・・・注水開始まで45分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) (iii) B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による原子炉格納容器下部への注水 B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による原子炉格納容器下部への注水操作は、・・・・注水開始まで45分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-104	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-111	(b) 補助給水ピットを水源としたSG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (ii) 全交流動力電源喪失時のSG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 <u>タービン動補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合であって、かつタービン動補助給水ポンプの機能回復ができないと判断した場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。</u> 【1.5.2.2(1)b.】 (新) (ii) 全交流動力電源喪失時のSG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 <u>タービン動補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できず、タービン動補助給水ポンプの機能回復ができないと判断した場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な補助給水ピット水位が確保されている場合。</u> 【1.5.2.2(1)b.】	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-135	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-117	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水 iii. 操作の成立性について、記載を追記した(下線部参照)。 (旧) iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水開始まで40分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-152	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-118	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイについて、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 重大事故等の発生時において、・・・・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合に、ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 重大事故等の発生時において、・・・・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-153	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-122	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイについて、条文間の整合を図るため記載を追記した（下線部参照）。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイができない場合、又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による代替格納容器スプレイができない場合に、ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉格納容器内にスプレイする。 <u>使用に際しては、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</u>	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-156	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-126	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を削除した（下線部参照）。 上記の操作は、 <u>運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで30分以内で可能である。</u> 円滑に作業できるように、・・・・・・消防ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-160	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-128	(a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i)可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.2.2.1(2)d.】 (ii)補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (i)可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.2.2.1(2)d.】 (ii)補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-164	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-130	(a)代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i)可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.3.2.1(2)e.】 (ii) 補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (i)可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は原水槽が使用できないと判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.3.2.1(2)e.】 (ii) 補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は原水槽が使用できないと判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-165,166	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-132	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.1(1) b. (e)】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 B-格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.1(2) a. (f)】 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 代替格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.1(1) b. (e)】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 B-格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.1(2) a. (f)】	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-167, 168	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-132, 133	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水(発電用原子炉停止中) 代替格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(1) b. (f)】 (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水(発電用原子炉停止中) B-格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(2) a. (g)】 (新) (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水(発電用原子炉停止中) 代替格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(1) b. (f)】 (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水(発電用原子炉停止中) B-格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(2) a. (g)】	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-168	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-134	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (vii) 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの切替え 原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え、及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (vii) 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの切替え 原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により機能喪失し、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え、及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-169	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-136, 137	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合</u> に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.2(1) a. (e)】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合</u> に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.2(2) a. (d)】 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの故障等により、・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は原水槽が使用できないと判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.2(1) a. (e)】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 タービン動補助給水ポンプ及び電動補助給水ポンプの故障等により、・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は原水槽が使用できないと判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.2(2) a. (d)】	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-172	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-137, 138	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水(発電用原子炉停止中) 電動補助給水ポンプ及び・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(1) e. (e)】 (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水(発電用原子炉停止中) 発電用原子炉停止中に・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(2) c. (d)】 (v) 補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると <u>判断した場合又は</u> 原水槽が使用できない <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水(発電用原子炉停止中) 電動補助給水ポンプ及び・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は</u> 原水槽が使用できないと <u>判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(1) e. (e)】 (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水(発電用原子炉停止中) 発電用原子炉停止中に・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は</u> 原水槽が使用できないと <u>判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.4.2.3(2) c. (d)】 (v) 補助給水ピットから代替給水ピットへの切替え 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は</u> 原水槽が使用できないと <u>判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-172	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-139	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.5.2.1(1) e.】 (ii) 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合に</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.5.2.2(1) d.】 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は原水槽が使用できないと判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.5.2.1(1) e.】 (ii) 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>又は原水槽が使用できないと判断し</u> 、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-174	同上	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-140	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 重大事故等の発生時において、・・・・・・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイができない場合に、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 重大事故等の発生時において、・・・・・・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、 <u>代替格納容器スプレイポンプ</u> 、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-176	同上	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-141	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(1) b. (d)】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(2) a. (e)】 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(1) b. (d)】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(2) a. (e)】	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-176, 177	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-142	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・1×105mSv/h以上の場合。 【1.6.2.2(1) b. (d)】 (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・1×105mSv/h以上の場合。 【1.6.2.2(2) a. (e)】 (新) (iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・1×105mSv/h以上の場合。 【1.6.2.2(1) b. (d)】 (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・1×105mSv/h以上の場合。 【1.6.2.2(2) a. (e)】	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-177	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-143	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (v) 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの切替え 原子炉格納容器内へのスプレイ中に・・・・補給ができない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (v) 燃料取替用水ピットから代替給水ピットへの切替え 原子炉格納容器内へのスプレイ中に・・・・補給ができない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-178	同上	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-144	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱について、記載を追記した（下線部参照）。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、・・・・ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-180	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-144, 145	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量にて確認できない場合において海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・・の場合。 【1.7.2.1(3) d.】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・・の場合。 【1.7.2.2(2) e.】 (新) (i) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量にて確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・・の場合。 【1.7.2.1(3) d.】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・・の場合。 【1.7.2.2(2) e.】	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-181	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-146	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するためディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合に、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。</u> (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却を実施する。	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-184	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-148	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 上記の操作は、災害対策要員6名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで115分以内で可能である。 また、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで150分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、災害対策要員6名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで115分以内で可能である。 また、使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで150分以内で可能である。	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-188	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-150	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を削除した（下線部参照）。 上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで110分以内で可能である。	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-191	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-151	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.12.2.2(1)b.】 (新) 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）近傍に近づける場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.12.2.2(1)b.】	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-192	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-152	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで110分以内で可能である。 (新) 上記の現場操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで110分以内で可能である。	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-192	同上	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-153	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (ii) 補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・機能喪失した場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (ii) 補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・機能喪失した場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-196	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-155, 156	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.3.2.1(2) f.】 (ii) 補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・機能喪失した場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (i) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により、・・・・・・場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.3.2.1(2) f.】 (ii) 補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・機能喪失した場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-197	同上	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-159	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (vii) 燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替 原子炉容器への注水中に・・・・・・場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (vii) 燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替 原子炉容器への注水中に・・・・・・場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-201	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-162	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (v) 補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (v) 補助給水ピットから原水槽への水源切替 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・・・・場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-204	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-164	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.5.2.1(1) f.】 (ii) 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.5.2.2(1) e.】 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.5.2.1(1) f.】 (ii) 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 補助給水ポンプの故障等により、補助給水流量等が確認できない場合及び蒸気発生器への注水流量が喪失した場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.5.2.2(1) e.】	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-206	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-165	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 重大事故等の発生時において、・・・・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により、原子炉格納容器へのスプレイができない場合に、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へのスプレイする。 (新) 重大事故等の発生時において、・・・・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、代替格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの故障等により、原子炉格納容器へのスプレイができない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へのスプレイする。	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-208	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-165, 166	<p>(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。</p> <p>(旧)</p> <p>(i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・・・・場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(1) b. (e)】</p> <p>(ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・・・・場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(2) a. (f)】</p> <p>(iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷後) 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・・・場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・・・・の場合。 【1.6.2.2(1) b. (e)】</p> <p>(新)</p> <p>(i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・・・・場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(1) b. (e)】</p> <p>(ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による代替格納容器スプレイ(炉心損傷前) 原子炉格納容器圧力が・・・・・・場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.6.2.1(2) a. (f)】</p> <p>(iii) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷後) 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・・・場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上・・・・・・の場合。 【1.6.2.2(1) b. (e)】</p>	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-208, 209	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-167	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、B-格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイをB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合及び格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内が冷却状態であることを原子炉格納容器圧力等で確認できない場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×105mSv/h以上の場合。 【1.6.2.2(2) a. (f)】 (新) (iv) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷後） 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、B-格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイをB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×105mSv/h以上の場合。 【1.6.2.2(2) a. (f)】	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-209	同上	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-167	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (v) 燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替 原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替、及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) (v) 燃料取替用水ピットから原水槽への水源切替 原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失し、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替、及び燃料取替用水ピットへの補給ができない場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-209	同上	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-168	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 上記の操作は、・・・・・・原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで310分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 速やかに作業ができるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) 上記の操作は、・・・・・・原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで310分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業ができるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-210	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-169	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、・・・・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合に、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、・・・・全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、ディーゼル駆動消火ポンプによる代替格納容器スプレイができない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレイする。	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-212	同上	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-169	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）の指示値が1×105mSv/h以上の場合。 【1.7.2.1(3) e.】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ B-格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.7.2.2(2) f.】 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ 炉心損傷を判断した場合※1において、・・・・場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 ※1 炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）の指示値が1×105mSv/h以上の場合。 【1.7.2.1(3) e.】 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ B-格納容器スプレイポンプの故障等により、・・・・場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.7.2.2(2) f.】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-212	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-173	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 上記の操作は、・・・・・・使用済燃料ピットへの注水開始まで200分以内で可能である。 また、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで225分以内で可能である。 (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、・・・・・・使用済燃料ピットへの注水開始まで200分以内で可能である。 また、使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで225分以内で可能である。	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-220	同上	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-174	(b) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-222	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-176	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端(T.P.31.31m)以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)近傍に近づく場合に、海水が取水できない場合及び原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.12.2.2(1)c.】 (新) 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端(T.P.31.31m)以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟(使用済燃料ピット内の燃料体等)近傍に近づく場合に、海水が取水できないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 【1.12.2.2(1)c.】	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-224	同上	
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-176	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への放射性物質の拡散抑制 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 上記の操作は、 <u>運転員(中央制御室)1名</u> 、災害対策要員7名及び <u>運転班員1名</u> により作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。 (新) 上記の現場操作は、災害対策要員7名及び <u>災害対策要員(支援)1名</u> にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-224	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-186	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) iii. 操作の成立性 上記の操作は、・・・・・・作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、・・・・容易に実施可能である。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 また、可搬型大型送水ポンプ車による・・・・・・可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (新) iii. 操作の成立性 上記の操作は、・・・・・・作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、・・・・容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、可搬型大型送水ポンプ車による・・・・・・可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-238	同上	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-201	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 i. 手順着手の判断基準について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量等にて確認できない場合。 【1.6.2.1(1) b. (c)】 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ（炉心損傷前） 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力（0.283MPa[gage]）以上かつ代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合。 【1.6.2.1(1) b. (c)】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-258	同上	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-203	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 上記の操作は、・・・・作業開始を判断してから海水を用いた大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー開始まで335分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業を開始できるように、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、・・・・確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) 上記の操作は、・・・・作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー開始まで335分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業できるように、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、・・・・確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-260	同上	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-205	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の除熱について、記載を追記した（下線部参照）。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、・・・・ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーができない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内にスプレーする。	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-264	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-211	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 iii. 操作の成立性について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 上記の操作は、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで200分以内で可能である。 また、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間においては、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで250分以内で可能である。 (新) 上記の操作は、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで200分以内で可能である。 また、使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで250分以内で可能である。	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-274	同上	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-212	(b) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ iii. 操作の成立性について、記載を削除した（下線部参照）。 上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-277	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-215	(a) 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却 i. 手順着手の判断基準について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水又は原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。 【1.5.2.3(4) a.】 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水又は原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合。 【1.5.2.1(4) a.】	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-279	同上	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-216	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、又は運転中又は運転停止中において全交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車によりA-高圧注入ポンプ又はA-制御用空気圧縮機へ補機冷却水(海水)を通水し、A-高圧注入ポンプ又はA-制御用空気圧縮機の機能を回復する。 (新) 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、又は発電用原子炉の運転中又は停止中に全交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、可搬型大型送水ポンプ車によりA-高圧注入ポンプ又はA-制御用空気圧縮機へ補機冷却水(海水)を通水し、A-高圧注入ポンプ又はA-制御用空気圧縮機の機能を回復する。	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-281	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-218	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却 iii. 操作の成立性 (i) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 通水について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 通水操作は、・・・・・・防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 また、速やかに作業が開始できるように、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 車両付属の作業用照明及び可搬型照明(ヘッドライト及び懐中電灯)を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と・・・・・・可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 通水操作は、・・・・・・防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 速やかに作業が開始できるように、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。 可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明(ヘッドライト及び懐中電灯)を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と・・・・・・可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-282	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-219	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却 iii. 操作の成立性 (ii) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水について、条文間の整合を図るため記載を追記した(下線部参照)。 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉補機冷却水系への補機冷却水(海水)通水開始まで270分以内で可能である。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 <u>速やかに作業が開始できるように、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。</u> <u>可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</u> <u>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明(ヘッドライト及び懐中電灯)を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</u> <u>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</u> <u>また、可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</u>	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-283	同上	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-221	(b) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却 iii. 操作の成立性 (i) 補機冷却水(可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却)による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却について、条文間の整合を図るため記載を追記した(下線部参照)。 補機冷却水(可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却)による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却操作は、 <u>・・・十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</u> <u>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明(ヘッドライト及び懐中電灯)を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</u> <u>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</u> <u>また、可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。</u>	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-284	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-223	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への放射性物質の拡散抑制 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 上記の操作は、 <u>運転員(中央制御室)1名</u> 、災害対策要員7名及び <u>運転班員1名</u> にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への放射性物質の拡散抑制開始まで150分以内で可能である。 (新) 上記の現場操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援) <u>1名</u> にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への放射性物質の拡散抑制開始まで150分以内で可能である。	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-287	同上	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-225, 226, 227	(b) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 iii. 操作の成立性 (i) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制(炉心損傷及び原子炉格納容器破損時)について、条文間の整合を図るため記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制(炉心損傷及び原子炉格納容器破損時)の現場操作は、 <u>準備段階</u> では災害対策要員6名にて実施し、所要時間は280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。円滑に作業ができるように、・・・・・・破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。 なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉格納容器及びアニュラス部から・・・・・・噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。 なお、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備にあたり、・・・・・・作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制(炉心損傷及び原子炉格納容器破損時)の現場操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、 <u>手順着手から</u> 280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。円滑に作業ができるように、・・・・・・破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。 なお、原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に当たっては、原子炉格納容器及びアニュラス部から・・・・・・噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。 なお、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備に当たり、・・・・・・作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-290, 291	同上	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-227, 228, 229	<p>(b) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 iii. 操作の成立性 (ii) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) への放水及び大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内の燃料体等損傷時) について、条文間の整合を図るため記載を適正化した (下線部参照)。</p> <p>(旧)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) への放水及び大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内の燃料体等損傷時) の現場の操作は、準備段階では災害対策要員6名にて実施し、所要時間は280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。円滑に作業できるように、・・・・破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。 放水砲による放水は、・・・・噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。 なお、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備にあたり、・・・・作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p>(新)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) への放水及び大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内の燃料体等損傷時) の現場操作は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、<u>手順着手から</u>280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。円滑に作業できるように、・・・・破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。 <u>なお、燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) への放水に当たっては、燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。燃料取扱棟の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) の中心に向けて放水する。</u> 放水砲による放水は、・・・・噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。 なお、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備に当たり、・・・・作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p>	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-291, 292	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-292	(b) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 iii. 操作の成立性 (ii) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟 (使用済燃料ピット内の燃料体等) への放水及び大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内の燃料体等損傷時) の記載を適正化に伴い、相違理由欄に記載を追記した (下線部参照)。 【大飯】設備の相違 「1.12発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の比較表参照 【女川】記載表現の相違	
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-230	(a) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を追記した (下線部参照)。 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火は、現場にて災害対策要員6名で実施する。所要時間は、手順書手から335分以内で準備を完了することとしている。 放水開始から約20分 (20,000L/min) の泡消火を行うために、・・・・夜間における作業性についても確保している。	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-293	同上	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-236	(a) 格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 i. 手順着手の判断基準 (ii) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 (発電用原子炉停止中) について、記載を追記した (下線部参照)。 (ii) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 (発電用原子炉停止中) 発電用原子炉停止中に高圧注入ポンプの故障等により、原子炉容器への注水を高圧注入流量等にて確認できない場合に、代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。 【1.4.2.3d. (a)】	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-309	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-237, 238, 239	c. 格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転について、条文間の整合を図るため記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (b) A-高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転 (新) (b) 格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-311, 312	同上	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-255	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 i. ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(iii)操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を削除した（下線部参照）。 (旧) 上記の操作は、 <u>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名により</u> 作業を実施し、・・・・・30分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) 上記の操作は、 <u>運転員（現場）1名にて</u> 作業を実施し、・・・・・30分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。	
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-334	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-256	(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 ii. ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (iii) 操作の成立性について、条文間の整合を図るため記載を削除した (下線部参照)。 (旧) 上記の操作は、 <u>運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名により</u> 作業を実施し、・・・・・・30分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、・・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) 上記の操作は、 <u>運転員 (現場) 1名にて</u> 作業を実施し、・・・・・・30分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、・・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-335	同上	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-260	ii. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合) (iii) 操作の成立性について、記載を適正化した (下線部参照)。 (旧) 上記の操作は、 <u>運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名にて</u> 作業を実施し、・・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) 上記の操作は、 <u>運転員 (中央制御室) 1名及び運転員 (現場) 1名にて</u> 作業を実施し、・・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-339	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 7.0)	1.13-262	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(ii) 操作手順について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) ④ 運転員（現場）Bは、現場で1次系純水タンクから加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給を開始し、発電課長（当直）へ報告する。 (新) ④ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で1次系純水タンクから加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給を開始し、発電課長（当直）へ報告する。	
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 6.0)	1.13-341	同上	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 7.0)	1.13-265	i. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）(ii) 操作手順について、記載を削除した（下線部参照）。 ② 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、中央制御室及び現場で2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施し、2次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。	
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 6.0)	1.13-344	同上	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 7.0)	1.13-274	(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 i. 手順着手の判断基準について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・原水槽から補助給水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による・・・原水槽から補助給水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 6.0)	1.13-354	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-280	(a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給(ii) 操作手順について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) ④ 運転員(中央制御室) Aは、中央制御室で2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給を開始し、発電課長(当直)へ報告する。 (新) ④ 運転員(現場) Bは、現場で2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給を開始し、発電課長(当直)へ報告する。	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-361	同上	
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-282	a. 2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給 ii. 操作手順について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) ⑧ 災害対策要員は、現場で2次系純水タンク又はろ過水タンク排水弁を開操作により、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を開始する。 (新) ⑧ 災害対策要員は、現場で2次系純水タンク又はろ過水タンク排水弁を開操作し、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を開始する。	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-363	同上	
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-290	1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択について、記載を削除した(下線部参照)。 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。 対応手段の選択フローチャートを第1.13.43 図、第1.13.44 図及び第1.13.45 図に示す。	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-373	同上	
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-290, 291, 292, 294, 295, 296	1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 重大事故等の収束に必要な十分な量の水の確保 (新) 重大事故等時に必要となる十分な量の水の確保	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-374, 376, 378, 379, 380, 381, 382	同上	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-290	a. 蒸気発生器への注水に利用する水源の優先順位について、記載を適正化した（下線部参照）。 補助給水ピットから海，代替給水ピット又は原水槽への水源切替えは，・・・・・・他の水源切替えの手段がなければ使用する。水源の切替えによる注水の中断が発生しない海水を優先して使用し，・・・・・・保有水量が大きい原水槽を使用する。	
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-374	同上	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-292	b. 原子炉容器への注水に利用する水源の優先順位について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 以上の原子炉容器への注水時に使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.44図に示す。 (新) 以上の原子炉容器への注水時に使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.43図に示す。	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-377	同上	
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-294	c. 原子炉格納容器内へのスプレイに利用する水源の優先順位について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 以上の使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.45図に示す。 (新) 以上の使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.43図に示す。	
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-379	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-295	a. 燃料取替用水ピットへの補給に利用する水源の優先順位について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 以上の使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.44図及び第1.13.45図に示す。 (新) 以上の使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.43図に示す。	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-380	同上	
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-296	c. 原水槽への補給に利用する水源の優先順位について、記載を削除した（下線部参照）。 以上の対応手順のフローチャートを第1.13.43図、第1.13.44図及び第1.13.45図に示す。	
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-382	同上	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-386～531	ヘッダーの記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等 (新) 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-297～313	第1.13.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 対応手段, 対処設備, 手順書一覧について、記載を適正化した。	
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-390～406	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-344	監視計器一覧 (31/32) について、記載を追記した (下線部参照)。 b. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉格納容器へのスプレーイ中の場合)	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-447	同上	
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-346	第1.13.3表 対象条文の記載の適正化 (下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 (新) 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-447	同上	
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-348	第1.13.1図 機能喪失原因対策分析 (2/2) について、記載を追記した (下線部参照)。 原子炉補機冷却水設備機能喪失	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-453	同上	
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-349	第1.13.2図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 概要図について、設計基準事故対処設備から追加した箇所の枠線を適正化した。	
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-467	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-350	第1.13.3図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 タイムチャートについて、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） ※4：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 原水槽から水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ※6：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原水槽までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 （新） ※4：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 ※6：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原水槽までを想定した移動時間、可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-468	同上	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-352	第1.13.5図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 タイムチャートについて、記載を適正化した。（下線部参照） （旧） ※4：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから代替給水ピットまでを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 （新） ※4：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-471	同上	
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-354	第1.13.7図 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 タイムチャートについて、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ※4: ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※4: ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-474	同上	
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-355, 357, 359, 361, 363	概要図1.13.8, 10, 12, 14, 16図 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 消火栓 (新) 屋内消火栓	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-478, 480, 482, 484, 486	同上	
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-355, 361	概要図1.13.8, 14図 操作対象機器の注記に関する記載の適正化 (下線部参照) (旧) どちらか一方を起動する。 どちらか一方を全開とする。 (新) どちらか1台を起動する。 どちらかの弁を全開する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-476, 484	同上	
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-355	第1.13.8図 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 概要図について、記載を削除した（下線部参照）。 <u>註1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。</u>	
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-478	同上	
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-360	第1.13.13図 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給タイムチャートについて、操作手順欄の記載を適正化した。	
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-483	同上	
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-365, 367, 369, 371, 373, 375, 377, 379, 380	概要図1.13.18, 20, 22, 24, 26, 28, 30, 32, 33図 通常弁開閉状態の変更	
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-488, 490, 492, 495, 497, 499, 501, 503, 504	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-366	第1.13.19図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 タイムチャートについて、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ※4：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※6：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原水槽までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※4：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※6：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原水槽までを想定した移動時間、可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-489	同上	
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-368	第1.13.21図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 タイムチャートについて、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ※4：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから代替給水ピットまでを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※4：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-491	同上	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-370	第1.13.23図 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 タイムチャートについて、記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) ※4：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※4：ホース延長・回収車(送水車用)の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-493	同上	
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-375, 377	概要図1.13.28, 30図 凡例の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 空気作動弁(ポジションナ付き) (新) 空気作動弁(ポジションナ付)	
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-499, 501	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-374	タイムチャート1.13.27図について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) ホース延長・回収車（送水車用）の移動 可搬型ホース敷設、接続 ^{※3} ※5：原水槽への送水を想定した送水時間に余裕を見込んだ時間 (新) 移動、可搬型ホース敷設、接続 ^{※3} ※5：原水槽への送水を想定した作業時間に余裕を見込んだ時間 手順番号の適正化	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-498	同上	
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-377, 378	概要図1.13.30, 31図について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 原子炉格納容器内へスプレイ中の場合 (新) 原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合	
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-501, 502	同上	
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-379	概要図1.13.32図 凡例の記載を適正化した（下線部参照）。	
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-503	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396	ホース敷設ルート図1.13.35, 36, 37, 39, 40, 41図について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 非常用炉心冷却設備 (新) 非常用炉心冷却系	
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520	同上	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-398~405	フローチャート(第1.13.43図)記載の適正化(下線部参照) (旧) フィードアンドブリードを実施する。 (新) <u>1次冷却系のフィードアンドブリードを実施する。</u> フローチャート図番号の修正。(下線部参照) (旧) 第1.13.43図(1/2, 2/2), 44図(1/3~3/3), 45図(1/3~3/3) (新) 第1.13.43図(<u>1/8~8/8</u>) 以下の記載を追記(下線部参照)。 (1) <u>補助給水ピットへの供給手順(1/2)</u> (1) <u>補助給水ピットへの供給手順(2/2)</u> (2) <u>炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順(1/3)</u> (2) <u>炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順(2/3)</u> (2) <u>炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順(3/3)</u> (3) <u>格納容器スプレイ時における燃料取替用水ピットへの補給手順(1/3)</u> (3) <u>格納容器スプレイ時における燃料取替用水ピットへの補給手順(2/3)</u> (3) <u>格納容器スプレイ時における燃料取替用水ピットへの補給手順(3/3)</u>	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-525~531	同上	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-401	フローチャート(第1.13.43図)記載の適正化(下線部参照) (旧), (新) 及び	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-527	同上	
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-401	フローチャート (第1.13.43図)記載の適正化 (下線部参照) (旧) 炉心 (新) 原子炉容器	
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-527	同上	
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-407, 410, 412, 413	添付資料1.13.1「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表」について, 既設・新設の区分を適正化	
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-533, 536, 538, 539	同上	
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-410~413	添付資料1.13.1「審査基準, 基準規則と対処設備との対応表」について, 記載適正化のため追加 ・ 常用電源設備 ・ 非常用交流電源設備 ・ 所内常設蓄電式直流電源設備 ・ 2次冷却設備 (補助給水設備) 配管 ・ 代替所内電気設備	
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-536~539	同上	
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-416	添付資料1.2.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化 (他の審査項目の資料と記載の横並び) ・ 容量の「/基」, 「〇台当たり」等の削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-544	同上	
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-383, 387, 389, 391, 395, 418, 419, 420, 422, 424, 426, 427, 429, 430, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 444, 446, 448, 449, 451, 463, 467, 470, 473	建屋名称について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 原子炉建屋T.P.○○.○m (新) 周辺補機棟T.P.○○.○m	
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-507, 511, 513, 515, 519, 546, 547, 548, 550, 552, 554, 556, 557, 559, 561, 576, 577, 579, 580, 581, 582, 584, 586, 588, 589, 591, 605, 611, 615, 619	同上	
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-420, 424, 427, 442, 446, 449	可搬型ホース敷設箇所の表における接続口名称、ホースの敷設長さ及び本数を適正化（他の審査項目の資料と記載の横並び）。	
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-551, 555, 558, 583, 587, 590	同上	
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-420	添付資料1.13.7原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給【可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等の設置（吸管の挿入含む。）】4.作業の成立性 移動経路について、記載を追記した（下線部参照）。 夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。	
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-550	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-442	添付資料1.13.17原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給【可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース等の設置(吸管の挿入含む。)】4.作業の成立性について、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることからアクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車(送水車用)を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は凡用の結合金具であり、容易に接続可能である。 原水槽へ挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。 (新) 移動経路：夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。 作業性：可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車(送水車用)を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。 原水槽へ挿入する吸管は可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。	
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-582	同上	
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-444, 448, 451	句読点の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 「 <u>、</u> 」 (新) 「 <u>,</u> 」	
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-584, 588, 591	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-449	添付資料1.13.19について、資料名称の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 （新） 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-589	同上	
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-457	添付資料1.13.21水の供給手順のうち詳細手順を整備する条文一覧表（5/5）について、手順名称の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器へ注水中の場合） 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉格納容器内へスプレイ中の場合） （新） 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器へ注水中の場合） 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉格納容器内へスプレイ中の場合）	
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-599	同上	
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-458	添付資料1.13.22各タンク等配置図及び仕様について、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 重大事故等の収束に必要な水の供給手順のうち、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）、原子炉容器への注水、原子炉格納容器内へのスプレイ及び使用済燃料ピットへの注水に使用する各タンク等の配置、容量及び用途を以下のとおり示す。 （新） 重大事故等時に必要となる水の供給手順のうち、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）、原子炉容器への注水、原子炉格納容器内へのスプレイ及び使用済燃料ピットへの注水に使用する各タンク等の配置、容量及び用途を以下のとおり示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-600	同上	
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-600	添付資料1.13.22各タンク等配置図及び仕様の記載適正化に伴い、相違理由欄に記載を追記した（下線部参照）。 記載内容の相違 ・基準改正による相違	
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-461	添付資料1.13.23可搬型ホース接続口の配置について、手順名欄の記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 原水槽から補助給水ピットへの補給 原水槽から燃料取替用水ピットへの補給 代替給水ピットから補助給水ピットへの補給 代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 海水を用いた補助給水ピットへの補給 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給 ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給 (新) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給	
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-603	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.7.0)	1.13-471, 472	添付資料1.13.24 1.判断基準の解釈一覧について、記載を適正化した。 可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給の手順着手の判断基準変更に伴い、判断基準記載内容及び解釈欄を適正化。 手順名称の脱字を適正化（下線部参照）。 原子炉格納容器内への <u>ス</u> プレイ中の場合 a. 2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給の判断基準記載内容及び解釈欄に記載を追記（下線部参照）。 判断基準記載内容欄 ・2次系純水タンクの水位が確保 解釈欄 ・2次系純水タンク水位が8,010mm以上	
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.6.0)	1.13-617, 618	同上	
以上、5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	とりまとめた資料 全般	とりまとめた資料のリンク先のページ数の記載を適正化した。	
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	とりまとめた資料-4	2-1) 設備の相違におけるNo.⑦について、相違理由欄の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) ・大飯3/4号炉は、有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」及び・・・・・・として整理している。なお、可搬式代替低圧注水ポンプの水源構成や源構成については、設備の相違⑤に記載のとおり。 (新) ・大飯3/4号炉は、有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」及び・・・・・・として整理している。なお、可搬式代替低圧注水ポンプの水源構成については、設備の相違⑤に記載のとおり。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	とりまとめた資料-7	2-1) 設備の相違におけるNo. ⑱について、泊発電所3号炉欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 「蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピット水位が低下し補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるおそれがある場合、又は補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失した場合に、2次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。」 (新) 「蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却(注水)中に補助給水ピット水位が低下し補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるまでに、又は補助給水ピットが枯渇又は破損等により機能喪失した場合に、2次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。」	
370	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	とりまとめた資料-7	2-1) 設備の相違におけるNo. ⑱について、相違理由欄の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・一方、泊3号炉は、・・・・補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるおそれがあると判断した際に手順着手し、水位異常低警報設定値となるまでに・・・・水源の切替えが可能である。 (新) ・一方、泊3号炉は、・・・・補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるまでに・・・・水源の切替えが可能である。 ・泊3号炉は、補助給水ピットのピット底面を掘り下げて補助給水ポンプ吸込管を設置しており、補助給水ポンプ吸込管が露出する水位は0%未満となるため、補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるまでに、水源の切替えを実施することにより、補助給水ポンプ吸込管を露出することなく、切替えが可能である。	
371	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	とりまとめた資料-21	4-1) 記載表現、設備名称等の相違について、原子炉格納容器の記載が二重記載となっていたため、削除した。	
372	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	とりまとめた資料-21	4-1) 記載表現、設備名称等の相違について、大飯欄の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) ・余熱除去流量・大容量ポンプ(放水砲用) (新) ・大容量ポンプ(放水砲用)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
373	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	とりまとめた資料-24	【「操作手順」の対応要員】について、相違理由欄の記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) ・大飯3/4号炉の要員名称の定義については「記載方針の相違⑥」にて整理する。 (新) ・大飯3/4号炉の要員名称の定義については「記載方針の相違②」にて整理する。	
374	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-48	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給で使用する設備について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) ・1次系純水タンク ・1次系補給水ポンプ ・給水処理設備配管・弁 ・化学体積制御設備配管・弁 ・燃料取扱設備及び貯蔵設備配管・弁 ・1次冷却設備配管・弁 ・燃料取替用水ピット ・液体廃棄物処理設備配管・弁 ・常用電源設備 ・非常用交流電源設備 ・所内常設蓄電式直流電源 ・ <u>加圧器逃がしタンク</u> ・ <u>格納容器冷却材ドレンポンプ</u> (新) ・1次系純水タンク ・1次系補給水ポンプ ・給水処理設備配管・弁 ・化学体積制御設備配管・弁 ・燃料取扱設備及び貯蔵設備配管・弁 ・1次冷却設備配管・弁 ・燃料取替用水ピット ・液体廃棄物処理設備配管・弁 ・ <u>加圧器逃がしタンク</u> ・ <u>格納容器冷却材ドレンポンプ</u> ・常用電源設備 ・非常用交流電源設備 ・所内常設蓄電式直流電源設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
375	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-58	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 iii. 操作の成立性 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水について、条文間の整合を図るため、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の・・・・・・原子炉容器への注水開始まで35分以内で可能である。 なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合の上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水開始まで25分以内で可能である。 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の・・・・・・原子炉容器への注水開始まで35分以内で可能である。 なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合の上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水開始まで25分以内で可能である。	
376	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-75	(a) 燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 iii. 操作の成立性 (ii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水について、条文間の整合を図るため、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員1名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水開始まで35分以内で可能である。 なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合の上記の操作は、・・・・・・原子炉容器への注水開始まで25分以内で可能である。 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水開始まで35分以内で可能である。 なお、代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉格納容器から原子炉容器へ切り替える場合の上記の操作は、・・・・・・原子炉容器への注水開始まで25分以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
377	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-84	女川欄の記載を追記した（下線部参照）。 ii. 操作手順 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(1)a. (b)低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水」及び・・・・・・・・にて整備する。	
378	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-85, 284	女川欄の再掲の枠を適正化した。	
379	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-108	大飯欄の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） ⑨ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び供給状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能。） （新） ⑨ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び供給状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能。）	
380	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-171	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水開始まで310分以内で可能である。 円滑に作業できるように、・・・夜間における作業性についても確保している。 （新） 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水開始まで225分以内で可能である。 円滑に作業できるように、・・・夜間における作業性についても確保している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
381	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-227	(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水 i. 手順着手の判断基準 (ii) 補助給水ビットから脱気器タンクへの切替えについて、大飯の記載に対する相違理由欄の記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 【女川】 記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】 設備の相違 (相違理由⑱) 【大飯】 運用の相違 (相違理由①) 【大飯】 記載表現の相違 (新) 【女川】 記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】 運用の相違 (相違理由①) 【大飯】 記載表現の相違	
382	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-186	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) また、可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (新) また、可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。	
383	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-239	同上	
384	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-218	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却 ii. 操作手順について、条文間の整合を図るため、記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却手順については、「1.5.2.1(5) a. 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水」, 「1.5.2.1(5) b. 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水」にて整備する。 (新) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却手順については、「1.5.2.1(5) a. 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水」, 「1.5.2.1(5) b. 可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水」にて整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
385	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-282	同上	
386	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-219	(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (i) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水操作は、・・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (新) (i) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水操作は、・・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系統への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。	
387	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-282	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
388	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-221, 222	(b) 海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車による代替補機冷却 iii. 操作の成立性について、条文間の整合を図るため、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) (i) 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却操作は、・・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (ii) 全交流動力電源喪失時の補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却 全交流動力電源喪失時の補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による・・・・・・作業開始を判断してから原子炉補機冷却海水系への海水通水開始まで920分以内で可能である。 (新) (i) 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却 補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却操作は、・・・・・・周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、可搬型大型送水ポンプ車による原子炉補機冷却水系への海水通水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確認する。 (ii) 全交流動力電源喪失時の補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却 全交流動力電源喪失時の補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による・・・・・・作業開始を判断してから原子炉補機冷却海水系への海水通水開始まで920分以内で可能である。	
389	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-284, 285	同上	
390	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-314	a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給について、女川の記載に対する相違理由欄の記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 【女川、柏崎】 運用の相違（相違理由①） (新) 【女川】 運用の相違（相違理由①）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
391	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-325	女川欄の記載を追記した（下線部参照）。 ⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。	
392	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-288	a. 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え i. 手順着手の判断基準について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピット水位が低下し補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるおそれがある場合、又は補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に、2次系純水タンクの水位が確保されており、使用できることを確認した場合。 (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピット水位が低下し補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるまでに、又は補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に、2次系純水タンクの水位が確保されており、使用できることを確認した場合。	
393	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-370	同上	
394	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-314～318, 320～340, 344	監視計器一覧（第1.13.2表）の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要なとなる監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一（下線部参照） (旧) ・原子炉圧力容器内への注水量 ・原子炉格納容器内への注水量 (新) ・原子炉圧力容器への注水量 ・原子炉格納容器への注水量	
395	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-418～422, 424～447	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
396	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13- 322, 323, 325, 326, 328, 329, 340, 341, 342	監視計器一覧 (第1.13.2表) の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一 (下線部参照) (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
397	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13- 426, 427, 429, 430, 432, 433, 444, 445, 446	同上	
398	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-355, 363	第1.13.8図, 16図 概要図記載内容の適正化	
399	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-478, 486	同上	
400	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-382~397, 458, 461~469	ホース敷設ルート図全般 屋外図面の最新化	
401	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-506~520, 524, 602, 605~609, 611~ 613, 616	同上	
402	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-382~388, 390~396, 461~462, 464~ 468	接続口の名称を技能1.0まとめ資料と統一 (下線部参照)。 (旧) <u>非常用炉心冷却系接続口</u> (新) <u>可搬型大型送水ポンプ車10m接続口</u> <u>可搬型大型送水ポンプ車33m接続口</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
403	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-506～512, 514～520, 605～606, 608～609, 611～613	同上	
404	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-542	泊発電所3号炉欄のテキストボックスの記載を適正化した(下線部参照)。 (旧) 比較表 p 1.13_538から p 1.13_539にて比較 (新) 比較表 p 1.13-540から p 1.13-541にて比較	
405	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-419, 420, 422～424, 426, 427, 441, 442, 444～446, 448, 451	屋外作業のエレベーション表記を見直し(下線部参照) 【添付資料1.13.7-(1)(3), 1.13.8-(1), 1.13.9-(1), 1.13.17-(1)(3), 1.13.18-(1), 1.13.19-(1) 「2.作業場所」】 (旧) 屋外T.P.Om (新) 屋外 <u>(〇〇周辺及び△△周辺)</u> 【添付資料1.13.7-(1)(3), 1.13.8-(1), 1.13.9-(1), 1.13.17-(1)(3), 1.13.18-(1), 1.13.19-(1) 画像タイトル】 (旧) 屋外T.P.Om (新) 屋外 「2.作業場所」の記載は女川2号炉, 画像タイトルの記載は大飯と同様。	
406	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-550, 551, 553～555, 557, 559, 583, 584, 586～588, 590, 591	同上	
407	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-427	添付資料1.13.9-(1)海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 作業環境について、記載を追記した(下線部参照)。 可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア, 運搬ルート及び設置エリア周辺には, 作業を行う上で支障となる設備はなく, また, ヘッドライト, 懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。	
408	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-429, 433, 435, 437, 438, 472	屋内における操作又は作業場所のエレベーション表記を見直し 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙30」の名称と統一 (例) (旧) 14.3m (新) 10.3m (中間床)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
409	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-562, 567, 576, 578, 580, 621	同上	
410	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-430	添付資料1.13.10燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水・原子炉格納容器内へのスプレイ）作業環境について、記載を追記した（下線部参照）。 【燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替（系統構成）】	
411	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-439	添付資料1.13.16 ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給について、作業場所の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 屋外T.P.10.3m 周辺補機棟T.P.40.3m （新） 周辺補機棟T.P.40.3m	
412	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-581	同上	
413	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-557, 558	大飯欄の記載適正化および図の追加を実施（下線部参照）。 （旧） 夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 なお、建屋への入口扉は2箇所からアクセス可能であり、これが両方とも使用できない場合でも、十分に距離のある別の入口扉からアクセス可能である。 （新） 夜間においても、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。 なお、建屋への入口扉は2箇所からアクセス可能であり、これが両方とも使用できない場合でも、十分に距離のある別の入口扉からアクセス可能である。建屋入口扉の配置を「建屋入口扉へのアクセス箇所」に示す。	
414	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-449	添付資料1.13.19-(1)海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 作業環境について、記載を追記した（下線部参照）。 可搬型大型送水ポンプ車等の保管エリア、運搬ルート及び設置エリア周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、また、ヘッドライト、懐中電灯等を携行していることから、作業可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
415	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-452	添付資料1.13.20 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給について、記載を削除した（下線部参照）。 一方、格納容器バイパス事象以外の事故（LOCA等）については、燃料取替用水ピット水が格納容器再循環サンプに溜まり、基本的には再循環への切り替えが期待できるため・・・「燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合」を補給の判断基準として取り込んでいる。	
416	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-595	大飯欄の添付資料1.13.9の「【燃料取替用水ピットへの補給に係る記載抜粋】」について、記載を適正化した。	
417	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.8.0)	1.13-458	添付資料1.13.22-(1)各タンク等配置図及び仕様について、記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 重大事故等時に必要となる水の供給手順のうち、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）、原子炉容器への注水、原子炉格納容器内へのスプレー及び使用済燃料ピットへの注水に使用する各タンク等の配置、容量及び用途を以下のとおり示す。 (新) 重大事故等時に必要となる水の供給手順のうち、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）、原子炉容器への注水、原子炉格納容器内への注水・スプレー及び使用済燃料ピットへの注水・スプレーに使用する各タンク等の配置、容量及び用途を以下のとおり示す。	
418	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r.7.0)	1.13-617, 618	大飯欄の記載適正化および図の追加を実施（下線部参照）。 (旧) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインからの補給作業時間については、復水ピット入口扉よりアクセスし補給する場合と同じ約3.4時間と想定しており、有効性評価における復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の復水ピット枯渇までの約18.7時間までに補給が可能であり、注水を継続することができる。 (新) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインからの補給作業時間については、復水ピット入口扉よりアクセスし補給する場合と同じ約3.4時間と想定しており、有効性評価における復水ピットを水源とするタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の復水ピット枯渇までの約18.7時間までに補給が可能であり、注水を継続することができる。 <u>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインへの可搬型ホース接続作業場所（3号炉の例）を「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプテストラインへの可搬型ホース接続作業場所について」に示す。</u>	